

意見書第 2 号

地方公共団体情報システムの標準化に関する意見書

令和 3 年 9 月に施行された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、朝来市においても国が整備するガバメントクラウド上で提供される標準準拠システムへの移行に向けて整備を進めている。

国は標準化対象事務に関するシステムの運用経費等について「地方公共団体情報システム標準化基本方針」において、平成 30 年度比で少なくとも 3 割の削減を目指すとされているが、全国的な技術者不足と人件費の高騰に加え、ガバメントクラウド利用料が為替によって左右される性質があることなどから、多くの地方公共団体が従前より運用経費等が増えたと見込んでいる。

朝来市においても、移行前と比較して 3 倍以上となる運用経費の増嵩が見込まれており、自主財源比率が低く財政力の乏しい地方部の小規模自治体においては、将来的な財政運営に大きな影響を及ぼすことが明白であり、住民サービスの縮小や支障が危惧される。また、独自システムの運用は現実的に不可能であり、必然的に国の進める標準準拠システムへの移行を求められている。

よって国においては、地方公共団体情報システムの標準化を推進するに当たり、地方公共団体の状況を踏まえ下記を強く要望する。

記

1. 従前のシステムと比較して標準準拠システムへ移行したことにより増加する運用経費について、全額国庫負担による財源措置を講ずること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

令和 7 年 9 月 29 日

兵庫県朝来市議会議長 浅田 郁雄